

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *学校教育目標「たりほ かしこく すこやかに」を目指して、学校生活を安心して送るためには、いじめは絶対にあってはならないこと、人間として許されないことであるということ、子ども・保護者・地域・教員に強く訴えていく。
- *いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、安心安全な学校生活を送ることができるように、子どもが主体的に参加し活躍できる授業づくり・集団づくり・学級づくり・学校づくりに取り組む。
- *どの子どもも、かけがえのない存在であるという観点から、温かな関わりを基本に子ども達に接していく。
- *健やかで、たくましい子どもを育て、心の通じ合う、温かな人間関係を築いていくために、ふじえだ型ピア・サポートを推進していく。

【未然防止】

- *ふじえだ型ピア・サポートの推進
 - ・友達同士や異学年同士の関わりの中で、思いやりのある行動や他者を支える行動が生まれる。
- *いじめに対して教職員全員の共通理解を図る。
- *表面的な表れだけでなく、その子の背景や環境にも目を向け、多面的多角的な生徒理解を図る。
- *自治的な集団作り、異年齢集団による交流活動、ペア読書、福祉活動、人間づくりプログラムの実施。
- 昨年の取り組みの評価 —
 - ・ピアサポートに関する取り組みが子ども相互のよい関係が築かれるきっかけになっていた。
 - ・教師間の連携を深めることで多面的多角的な児童理解ができた。

【早期発見】

- *児童との信頼関係を築き、日常生活の中での子どもの様子の小さな変化を見逃さない。
- *休み時間の児童との触れ合いや日記指導などで子どもの実態を基に、子どもの思いを知り、交友関係や悩みなどの子どもの状況を把握する。
- *年5回のアンケート調査を行い、子どもの声に耳を傾ける。
- *スクールカウンセラーや保健室をはじめ、相談体制を確立し、子どもの悩みや相談に全職員が対応する。また、知り得た情報は全職員で共有し、小さな表れも大切にす。
- 昨年の取り組みの評価 —
 - ・アンケートに子どもからの訴えが記述されていて、担任や生徒指導主任が聞き取りを行い、状況を把握することができた。
 - ・学級担任が子ども同士の関わりを見て、気になる児童に声をかけ、話を聞くことで人間関係の悩みを知ることができた。

【早期対応】

- *いじめの通報を受けたり、いじめを受けていたりすると思われるときは、速やかに事実の確認を行い、認知したら市教委へ報告する。
- *いじめを認知した場合、いじめを止めさせるとともに再発防止に向けて、ケース会議を開くなど全職員で組織的に対応し、いじめを受けた子やいじめを行った子の保護者への連絡をとり、事情を説明する。
- *いじめを受けた子が、安心して学校生活を送ることができるように、心理的に支援をするとともに、班替えなどの物理的な対応も行う。また、いじめを行った子に対する指導とともに、その背景を探ることも忘れない。
- 昨年の取り組みの評価 —
 - ・悩みを抱えている子の話を十分聞いた後、担任・学年主任・生徒指導主任などが対応を考え、管理職に報告・相談をしながら、事案に関わる子どもに話を聞き、指導を行った。
 - ・担任が継続的に個別に声かけをし、常に状況を把握していた。

【PTAや地域との連携】

- *市からの「家庭で心掛ける五ヶ条」や「高洲すこやか三ヶ条」などの内容を保護者に広めていく。
- *連絡帳などを活用して保護者と連絡を取り合い、保護者とのつながりを深め、信頼関係を築く。
- *定期的な教育相談だけでなく、常時、相談を受け入れ、保護者の声や悩みに受容的な姿勢で臨む。
- *保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめの情報を得た場合は学校へ連絡するように依頼する。また、ネットの問題について知らせ、子どもや保護者に情報モラル、インターネットの正しい活用を啓発する。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *いじめは誰にでも起こりうるものとして、子ども自らがいじめについて向き合えるような学級活動を、学級の実態に応じて意図的に設定する。
- *子ども自らが、主体的にいじめの防止に取り組む児童会活動を支援していく。

【いじめ対策委員会】

- 委員
- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任 養護教諭、学年主任
 - ・PTA 代表者（会長）、地区代表者
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【職員研修・指導体制】

- *生徒指導研修として、事例検討会を行い、いじめについての理解を深める。
- *学級担任だけで対処せず、学年主任、教頭を中心に報告・連絡・相談を大切にし、全職員が情報を共有して組織的に対応する。

【取組等の点検】

- *1月に行う学校評価だけでなく、各ステージの指導部会の中で対応等について検討していく。

【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラーの助言をもとに、いじめを受けた子、いじめを行った子への支援、指導を行う。
- ・重大な事例、及び犯罪行為として取り扱うと判断したときは、市教委の指導のもとに児童相談所や警察署へ通報する。